

一般社団法人大阪府理学療法士会生涯学習センター
役員選出に関する規則

(目 的)

第1条 この内規は、一般社団法人大阪府理学療法士会生涯学習センター（以下「本センター」という。）定款第25条第2項の規定に関し、必要な事項を定める。

(役員候補者の選出)

第2条 本センターの理事及び監事の候補者は、本センター選挙規程に基づき実施する役員選挙によりこれを選出する。

(役員となるべき者の資格)

第3条 本センターの理事及び監事は、次の各号に掲げる要件を満たす者でなければならない。ただし、外部理事、外部監事その他名称のいかんを問わず理事会が特に指名した者についてはこの限りではない。

- (1) 本センターの会員であること
- (2) 登録理学療法士の取得者及び更新者であること

(理事長の再選制限)

第4条 本センターの理事長は、2期（4年）を超えて就任することはできない。

(改 廃)

第5条 この規則の改廃は、総会の決議をもって行う。

附 則

- 1 この規則は、令和5年6月18日から施行する。